

「第 5 次 あきる野男女共同参画プラン」骨子（案）

1 計画策定の背景及び趣旨

市では、平成 10 年に「あきる野女性プラン」を策定し、あきる野市男女共同参画推進市民会議からの「あきる野市男女共同参画計画改定に向けての基本的考え方について」の提言に基づき、平成 16 年に第 2 次の男女共同参画計画として「あきる野男女共同参画プラン」を策定した。その後、平成 25 年に「第 3 次あきる野男女共同参画プラン」を、平成 30 年に「第 4 次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第 4 次プラン」という。）をそれぞれ策定し、現在に至るまで男女共同参画社会の実現を目指して計画的に施策を推進してきた。

第 4 次プランにおいては、「配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進」「男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進」などの 7 項目を重点課題とし、DV 被害者の対応に関し、全庁で認識を高めたとともに、啓発物品の配布、市ホームページや市広報への記事の掲載により、市民を対象とした男女共同参画の意識啓発に取り組んできた。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあったものの、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の認定等も進めてきた。

一方、国においては、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年）及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年）を制定するとともに、男女共同参画局の設置等による体制の強化、男女共同参画基本計画の策定・推進等により、かつての「女性差別撤廃」や「雇用機会均等」のみならず、あらゆる分野で女性がより活躍し、男女が対等な立場で社会の担い手となるよう、各施策を推進している。

また、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル社会への対応など社会情勢の現状を踏まえて予想される環境変化への対応等を盛り込み、第 5 次男女共同参画基本計画を策定した。

さらに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年）等の改正により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組を加速させるとともに、各種ハラスメント対策の実施を雇用主の義務化としている。

令和 4 年 3 月をもって、第 4 次プランの計画期間が終了するに当たり、男女共同参画の取組を継続するため、市では、「第 5 次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第 5 次プラン」という。）を策定する。第 5 次プランは、「第 3 次あきる野市男女共同参画プラン」から大幅な見直しを行った第 4 次プランの基本理念等を基軸とするとともに、国の動向等を踏まえ、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を位置付け、具体的かつ実行性のある推進計画として策定するものである。

<改定のポイント>

第 5 次プランでは、先に決定した同プラン策定方針に基づき、国の最新の動向等を記載するとともに、あきる野市における男女共同参画計画の策定経過などを記載したいと考えております。

2 計画の目的及び本市の現状

この計画は、全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って共同参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とする。

また、男女共同参画に係る本市の現状について、令和2年度に実施した市民アンケートの施策別満足度と重要度のクロス集計によると、満足度はやや高く、重要度は40の施策のうち37番目という結果となった。また、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した市民は全体の70.2%であった。このことから、市は、男女共同参画の理念や重要性などの基本的事項について、より一層市民に周知啓発していく必要がある。

<改定のポイント>

1 計画の目的

第5次プランにおける計画の目的は、第4次プランの計画の目的を踏襲し、一部表現等を変更したものとなっています。

本計画が、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含したものであることから、計画の目的は、「男女共同社会基本法」の前文を基本に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の考え方等を加えて取りまとめています。

2 本市の状況

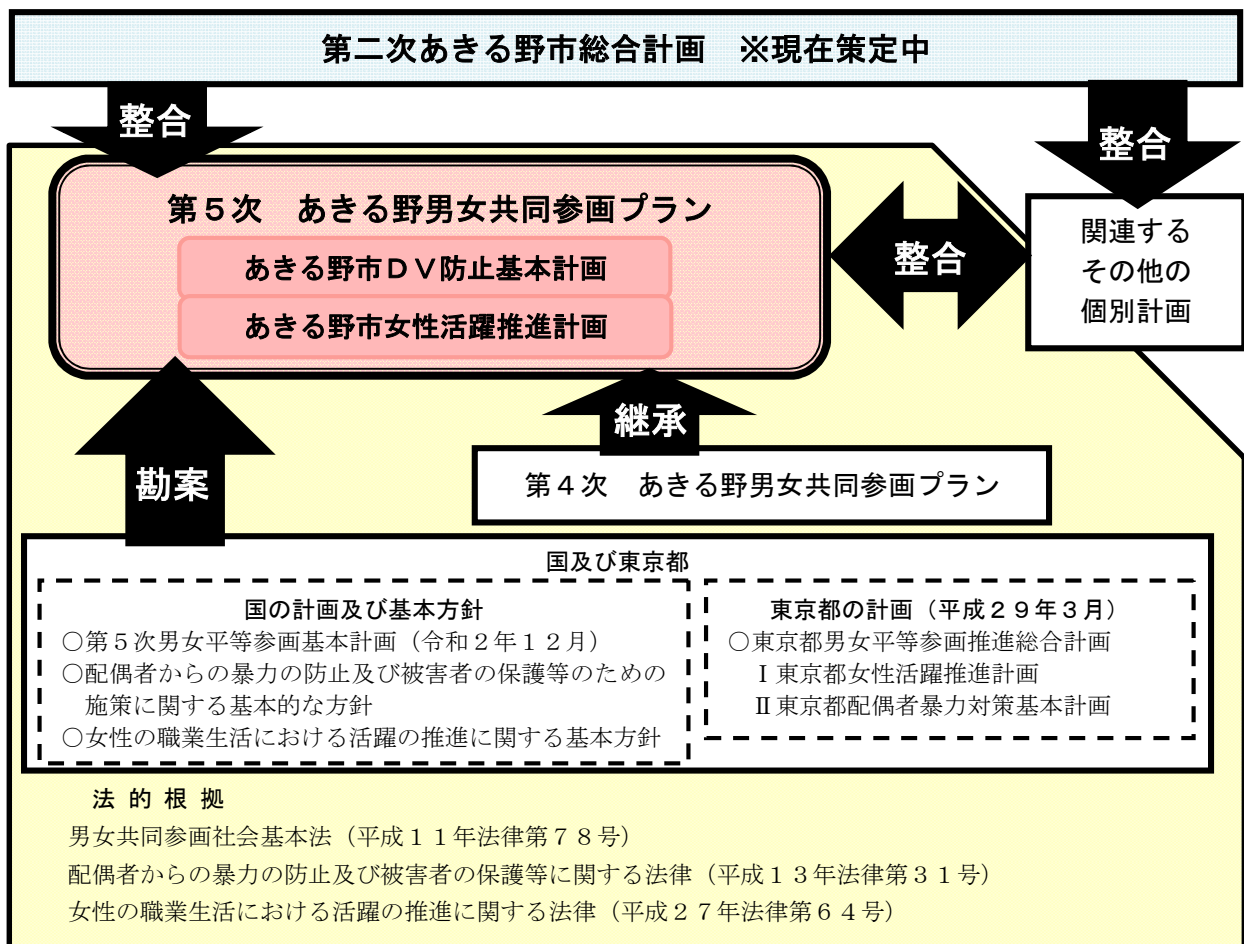
第4次プランと同様に、令和2年度に実施した実施した市民アンケート調査の結果等を掲載する予定です。

<掲載内容>

- ・令和2年度市民アンケート調査の結果（男女共同参画社会の言葉の認知度、男女共同参画に関する施策の満足度等）
- ・女性相談の件数等
- ・女性の年齢別労働力率の推移
- ・各種委員会等における女性の参画状況

3 計画の性格・位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（以下「あきる野市男女共同参画基本計画」という。）であり、「あきる野市総合計画」の分野別計画とする。
- 「あきる野市総合計画」については、現在、次期総合計画となる「第二次あきる野市総合計画」を策定中であり、「第二次あきる野市総合計画（素案）」においては、第5章「教育・文化・スポーツ分野」の第1節「人権尊重教育の推進」の基本的取組として「男女共同参画社会の実現」が掲げられている。
- (2) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「あきる野市DV防止基本計画」とする。）を包含するものとする。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（以下「あきる野市女性活躍推進計画」とする。）を包含するものとする。



4 計画期間

令和4年4月から令和9年3月までの5年間

<改定のポイント>

第4次プランでは、「あきる野市総合計画」の計画期間に合わせて計画期間終期を設定していました。第5次プランでは、計画の始期が、現在策定中の「第二次あきる野市総合計画」の計画期間の始期と同一となること等から、計画期間は5年間としています。

5 基本理念

本市では、第4次プランにおいて、『男女の人権の尊重』『男女の仕事と家庭・地域生活の両立』『政策・方針決定過程への男女共同参画』の基本理念を掲げ、男女共同参画の推進に取り組んできた。

更なる男女共同参画の推進のためには、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要である。

このことから、本計画における基本理念を、『全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり』と掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく。

**全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり**

6 基本目標

基本理念に沿って次の5つの基本目標を設定し、取組を推進する。

I 男女共同参画社会に向けた意識形成

全ての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要である。また、家庭や地域において、全ての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、教育、学習機会が必要である。性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動をより推進していく。

II 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっている。全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めていく。

III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進 【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。

また、全ての人が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めていく。

IV 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つである。特に、女性は妊娠出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要である。

こうしたことから、全ての人が各自のライフステージにおいて、心身共に健康な生活を送ることができる社会を目指し、取組を進めていく。

V あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要である。

このため、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組み、制度・慣行等にとらわれず全ての人が安心して暮らせる社会を目指す。

<改定のポイント>

第4次プランの基本目標は次のとおりでした。

- 基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護
- 基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり
- 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 基本目標Ⅳ 計画の確実な推進

第5次プランでは、DV防止基本計画と女性活躍推進計画に該当する部分にそれぞれ基本目標を設けたほか、健康支援に関する目標を新たに設定しています。また、計画推進に関するものは、目標から削除しています。

7 施策分野

5つの基本目標に対し、次の11の施策分野を設け、取組を進める。

I 男女共同参画社会に向けた意識形成

1 男女共同参画に関する意識の醸成

性別や年齢、国籍等を問わず活躍できる男女共同参画社会を目指し、講座等を通じて、意識啓発に取り組む。また、性的マイノリティや外国人等、多様な人の理解促進のための周知啓発等を行い、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けた取組を進める。

2 男女共同参画に関する教育の推進

学校教育等において、様々な機会を捉え、男女共同参画に関する断続的な意識啓発と教育に取り組む。

3 連携・協働による男女共同参画の推進

市民との協働により男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進市民会議を開催する。

II 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

1 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力の根絶に向け、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図る。

2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

被害者の迅速な安全確保を行うため、相談体制の充実及び関係機関との連携を図り、被害者の自立に向けた必要な支援を行う。

3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、人権侵害となりうる虐待やハラスメント等について、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行う。

III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

1 職業生活における女性の活躍の推進

女性が職業生活において、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女の雇用機会と待遇の均等確保のため、事業者に対して、女性の労働条件等改善に関する情報提供を行う。

また、女性が持てる能力を発揮できるよう、技能や技術の習得の向上に関する情報提供及び起業や職業能力開発に関する支援を行う。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市民・市内事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るほか、ワーク・ライフ・バランス認定事業を実施し、認定事業所の取組を広く周知する。

また、男女がともに育児や介護等の家庭と仕事の両立ができるよう、子育て支援や介護サービス等の充実を図る。

IV 生涯を通じた健康支援

1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての支援

女性特有の健康上の問題を男女が互いに理解するため、両親学級等の場で意識啓発に取り組む。また、妊娠・出産に当たり、体調や育児等に関する相談ができるよう、機会を捉えて

相談支援を実施する。

2 性差に応じた健康支援

誰もが生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康に関する情報提供や健康相談を実施するとともに、がん検診等の予防事業を実施し、早期発見・早期治療を図る。

V あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 あらゆる分野での女性の参画拡大

多様な意見を市政に反映できるよう、委員会等における女性委員の割合の増加を図る。また、防災分野において、多様なニーズに対応するため、女性地域防災リーダーの増員や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定等に取り組む。

8 計画の体系図

